

1 医療法人の種類及び性格

医療法では、医療機関が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の普及向上を図ることを目的として医療法人制度を設けています。

医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設することを主たる目的として、医療法の規定により設立された法人のことをいい、社団たる医療法人と財団たる医療法人の二つの形態があります。（医療法第 39 条）

社団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的とした人の集合体に法人格が付与されたものです。法人の資産は、抛出又は寄附からなります。

なお、平成 19 年 4 月の医療法改正により、持分の定めのある法人は設立できなくなりました。

財団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的として寄附された財産に法人格が付与されたものです。

医療法人は、公益法人でも営利法人でもなく、いわば両者の中間的性格を持つ、医療法による特別法人であるといえます。

2 一人医師医療法人制度

昭和 60 年 12 月の医療法改正により、医師又は歯科医師が一人又は二人常時勤務する診療所を開設する小規模な診療所にも法人化の道が開かれました。これがいわゆる「一人医師医療法人制度」です。

この制度は、医療経営と家計、医業所得と給与所得を分離することにより、診療所経営の合理化や組織の適正化を図ることを目的とした制度で、基本的には従来の医療法人と全く同じ制度のものです。

社員や役員が一人で良いとする制度ではないのでご注意ください。

3 設立認可の申請

医療法人を設立するには、知事の認可が必要です。（医療法第 44 条）

医療法人を設立しようとする場合は、医療法人設立認可申請書に必要な関係書類を添えて、設立代表者名で知事あて申請することが必要です。

※本手引きでは、社団たる医療法人を設立する場合の手続きを記載しています。

4 資産要件

医療法人の土地、建物等は、法人の所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場合でもその契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えありません。

新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合及び経営実績が2年未満で一人医師医療法人を設立する場合には、2箇月以上の運転資金を有することが必要です。

5 基金

平成 19 年 4 月から、持分の定めのない社団たる医療法人は、資金の調達手段として、基金制度を採用することができるようになりました。（医療法施行規則第 30 条の 37 及び第 30 条の 38）

基金とは、上記法人の設立等にあたり拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して、双方の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負うものです。

基金に関する手続きの概要は、次のとおりです。

（１）基金を引き受ける者の募集をするにあたり、基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続きを定款で定める必要があります。なお、基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。

（２）基金の返還は定時社員総会の決議によって行わなければなりません。

なお、返還する場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として貸借対照表上の純資産の部に計上しなければなりません。また、代替基金は取り崩すことはできません。

なお、基金制度の詳細については、厚生労働省通知「医療法人の基金について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330051 号）」を参照してください。

6 医療法人の業務範囲

医療法人は、本来業務（その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務）に支障のない限り、定款の定めるところにより、次に掲げる附帯業務の全部又は一部を行うことができます。（医療法第 42 条各号）（厚生労働省通知「医療法人の附帯業務について（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330053 号）」）

- （１） 医療関係者の養成又は再教育
- （２） 医学又は歯学に関する研究所の設置
- （３） 医療法第 39 条第 1 項に規定する診療所以外の診療所の開設
- （４） 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）
- （５） 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）
- （６） 保健衛生に関する業務（保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務又は国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務に限られています。）
- （７） 社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- （８） 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

なお、収益業務（厚生労働大臣が定める業務）については社会医療法人以外できません。

7 定 款

定款は、社団たる医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたものです。定款には、次の事項を定めなければなりません。（医療法第 44 条）

- （１） 目 的
- （２） 名 称
- （３） 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所
- （４） 事務所の所在地
- （５） 資産及び会計に関する規定
- （６） 役員に関する規定

- (7) 理事会に関する規定
- (8) 社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
- (9) 解散に関する規定
- (10) 定款の変更に関する規定
- (11) 公告の方法
- (12) 医療法人設立当初の役員

※ 本手引き内の定款例を参考に作成してください。

なお、定款を変更する場合には知事の認可が必要です。定款を変更しようとする場合には医療法人定款変更認可申請書に、必要な書類を添えて申請してください。

8 設立総会

社団たる医療法人を設立するには、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定しなければなりません。

- (1) 医療法人の設立の趣旨承認
- (2) 社員の確認
- (3) 定款の承認
- (4) 拠出(寄附)申込み及び設立時の財産目録の承認
- (5) 役員及び管理者の選任
- (6) 設立代表者の選任
- (7) 診療所の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認
- (8) 医療機器等のリース契約引継の承認
- (9) 初年度及び次年度分の事業計画及び収支予算の承認
- (10) その他の必要事項

設立総会の議事については、議事の概要を議事録として作成し、確実に保存しなければなりません。

※ 本手引き内にある設立総会議事録(例)(様式⑱)を参考にして下さい。

9 運営機関

社団たる医療法人の運営機関には、法人の意思決定機関である「社員総会」、執行機関である「理事会」並びに監査機関である「監事」があります。社員総会及び理事会の議事については厚生労働省令に定める事項を内容とする議事録を作成し、会議の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

詳細は、社員総会については「11 社員総会」を、理事会については「15 理事会」を、監事については「16 監事」をご覧ください。

10 社 員

社団たる医療法人は複数の人が集まって構成された団体であり、その構成員のことを社員と呼びます。従業員とは異なります。

社員は社員総会という合議体の構成員となる為、原則として3人以上必要です。

社員は社員総会において法人運営にあたっての重要事項について議決権及び選挙権を行使するため、実質的に法人の意思決定に関われない者を名目的に社員として選任することは認められません。

社員の入社については、社員総会で承認を得ることが必要です。また、その退社については定款で定める手続きを経ることとされています。

社団たる医療法人は社員名簿を据え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。

11 社員総会

社団たる医療法人の運営機関の一つとして社員総会があります。

社員総会は、社員をもって構成する法人の最高意思決定機関であり、次の事項は社員総会の議決を経なければなりません。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (3) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (4) 重要な資産の処分
- (5) 借入金額の最高限度の決定
- (6) 社員の入社及び除名
- (7) 本社の解散
- (8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- (9) その他重要な事項

なお、後述する理事及び監事は、社員総会に出席し、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。(医療法第46条の3の4)

12 役員数

医療法人は、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くことが原則です。（医療法第46条の5）

13 理 事

医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行に係る決定に参画します。

また、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実にその職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

なお、知事の認可を受けた場合を除き、医療機関の管理者は必ず理事に加えなければなりません。（医療法第46条の5）

（1） 理事の義務等（主なもの）

- ・ 忠実義務（法令、定款、社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務）
- ・ 善管注意義務（民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務）
- ・ 競業及び利益相反取引の制限（①自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引、②自己又は第三者のためにする医療法人との取引、③医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引、を行う場合には理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けること及び取引後にその報告が必要）
- ・ 社員総会における説明・報告義務（社員から説明又は報告を求められたとき）
- ・ 監事に対する報告義務（法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき）

（2） 理事の責任（主なもの）

- ・ 法人に対する損害賠償責任（任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任）
- ・ 第三者に対する損害賠償責任（職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任）

14 理事長

医療法人の理事のうち、1人は理事長とし、医師又は歯科医師のうちから選出しなければなりません。

医療法人を代表する者は、理事長のみであり、理事長以外の理事には代表権はありません。

理事長は、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。（医療法第46条の6の2）

理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する義務があります。（定款に定めた場合は、毎事業年度2回以上（4箇月を超える間隔）に緩和することが可能）

15 理事会

理事会は、すべての理事で組織し、次に掲げる職務を行います。

- （1） 本社の業務執行の決定
- （2） 理事の職務の執行の監督
- （3） 理事長の選出及び解職
- （4） 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- （5） 多額の借財の決定
- （6） 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- （7） 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- （8） その他定款に定める事項

16 監事

監事は、当該医療法人の理事又は法人の職員を兼ねることは認められません。（医療法第46条の5第8項）

監事の職務の重要性に鑑み、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、法人運営を含む財務諸表の監査を客観的に行える者を選任することが必要です。

※参考：厚生労働省通知「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日付け健政発第110号）」

「医療法人運営管理指導要綱」Ⅰ組織運営 2役員 (6)監事

- 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。

監事の職務は次のとおりです。(医療法第 46 条の 8)

- (1) 医療法人の業務を監査すること
- (2) 医療法人の財産の状況を監査すること
- (3) 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること
- (4) 上記(1)又は(2)による監査の結果、本団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを知事、社員総会又は理事会に報告すること
- (5) 上記(4)の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること (医療法第 46 条の 8 の 2)

なお、職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。また、監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載の場合も同様です。(医療法第 48 条)

17 役員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることはできません。(医療法第 46 条の 5 第 5 項において準用する第 46 条の 4 第 2 項)

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (3) (2)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

また、医療法人の非営利性の観点から、医療法人との間に取引関係のある営利法人の役員が、医療法人の役員に就任することは原則として認められません。(厚生労働省通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について (平成 5 年 2 月 3 日付け総第 5 号・指第 9 号)」)

18 会計年度と決算

医療法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものを原則としますが、定款により、各法人において、任意の1年を定めることができます。(医療法第53条)

医療法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければなりません。(医療法第50条の2)

そして、医療法人は、毎会計年度の終了後2月以内に事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者)との取引の状況に関する報告書)を作成し、監事の監査、理事会及び社員総会の承認を経て、3月以内に知事に事業報告書等及び監事が作成した監査報告書を届け出なければなりません。また、同じく会計年度の終了後3月以内に知事に開設する病院又は診療所ごとの経営情報の報告を提出しなければなりません。(医療法第69条の2第2項)なお、事業報告書等は、監事の監査を受け理事会の承認を受けた後、監事が作成した監査報告書とともに社員総会の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く必要があります。さらに、医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、保存する義務があります。(医療法第51条、第51条の2、第51条の4及び第52条)

※知事に届け出る書類は次のとおりです。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書(厚生労働省令で定める取引に該当する場合)
- (6) 監事の監査報告書
- (7) 開設する病院又は診療所ごとの経営情報の報告

また、事業報告書等、監事の監査報告書及び定款は、主たる事務所に備えて置き、社員又は債権者からの請求があれば、正当な理由がある場合を除き、当該事務所において閲覧させなければなりません。(医療法第51条の4)

なお、上記の届出があった書類と定款については、県民等から請求があれば、都道府県知事はこれを閲覧させなければならないと定められています。(医療法第52条第2項)

閲覧の対象は、事業報告書等及び監事の監査報告書については、過去3年間に届けられたもの、定款については、現存するものとなります。

◎決算に係る定時社員総会スケジュールの参考例(4月から翌年3月決算の場合)

法人税の確定申告期限との関係から、毎会計年度の終了後2月以内に定時社員総会を開催するケースを例としています。

3月31日	会計年度末	
4月1日	新会計年度開始	
	決算関係書類・事業報告書等の作成	
	・医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書)を作成	
4月23日	監事へ事業報告書等を提出し、監事の監査を受ける	↑
	監事による監査報告書の提出	
	・監事は、事業報告書等を受領した日から4週間を経過した日又は理事及び監事が合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告書を社員総会及び理事会に提出	最大4週間
5月14日	理事会招集通知の発出	↓
	・上記期間の間に、スケジュール調整など会議開催に向けた作業	
	・理事会招集権者が、理事会の日の1週間前までに理事会招集通知を発出	
5月22日	理事会開催 (過半数の理事と監事が出席)	↑
	・監事の監査を受けた事業報告書等の承認	
	理事会の承認を受けた事業報告書等などの備え置き	1週間
	・社員総会の日の1週間前までに、事業報告書等と監事の監査報告書を主たる事務所に備え置く	
5月22日	社員総会召集通知の発出	↓
	・理事長は社員総会の1週間前までに、理事会の承認を受けた事業報告書などとともに社員総会召集通知を発出	
5月30日	定時社員総会開催 (総社員数の過半数が出席)	
	・貸借対照表及び損益計算書の承認	
	・前記を除く事業報告書等及び監事報告書の報告	
6月中	知事に事業報告書等を届出	
	・知事に事業報告書等届を提出	
	法務局への登記申請	
	・毎事業年度末から3月以内に変更登記	
	知事に医療法人登記事項届を届出	
	・登記後、知事に医療法人登記事項届を提出	

※参考：負債50億円以上又は収益70億円以上など厚生労働省令で定める基準に該当する一定規模以上の医療法人は、厚生労働省令で定める医療法人会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施しなければなりません。(医療法第51条、第51条の3)

19 賃貸借契約の引継ぎ

土地、建物は、医療法人の所有であることが望ましいですが、個人が開業医として賃借していた診療所の土地、建物、医療機械器具等を医療法人が、引き続き賃借することは差し支えありません。なお、この場合は、土地、建物又は医療機械器具等の所有者の承認が必要です。

また、個人開業医と土地、建物の所有者との賃貸借契約を終了させ、新たに医療法人と所有者との賃貸借契約を締結させる必要があります、この契約は長期間にわたるものであり、かつ、確実なものであることを要します。この賃貸借契約書は、法人設立認可申請の際の添付書類の一つになります。

なお、個人開業医が所有者（甲）から賃借していた土地、建物又は医療機械器具等については、新たに賃借人（乙）を医療法人〇〇会 設立代表者□□□□と表示した覚書又は賃貸借契約を締結し、特約事項として「本契約は、神奈川県知事に申請中の医療法人の設立が登記された日をもって発効するものとし、同法人設立のうへは乙の表示は、医療法人〇〇会 理事長□□□□（主たる事務所の所在地を記載）と読み替えるものとする。」を加えておく必要があります。

20 設立登記

医療法人は、法務局へ設立登記しなければ成立しません。（医療法第 46 条）

従って、医療法人設立認可があれば、出資の払込みその他設立に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に主たる事務所を管轄する法務局に、理事長が登記の申請をしなければなりません。（組合等登記令第 2 条）

さらに設立登記後は、設立登記を行ったことを「医療法人登記事項届」により神奈川県知事へ提出してください。（医療法施行令第 5 条の 12）

- （1） 目的及び業務
- （2） 名 称
- （3） 事務所の所在場所
- （4） 理事長の住所及び氏名
- （5） 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- （6） 資産の総額（純資産額）

また、設立登記申請書類の添付書類は、次のとおりです。（組合等登記令第 16 条）

- （1） 定 款
- （2） 理事長の資格を証する書面（就任承諾書）
- （3） 設立認可書

(4) 資産の総額を証する書類(財産目録)

(5) 代理人によって申請する場合には、その権限を証する書面

なお、設立登記の際に、理事長の印鑑を同時に法務局へ届け出る必要があります。

21 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当が禁止されています。(医療法第 54 条)

従って、収益を生じた場合には、施設の整備、法人職員の待遇改善等に充てるほかは積立金として留保しなければなりません。

また、配当ではないが、事実上利益の分配とみられる行為も禁止されています。それらにあたりとされる行為は次のようなものです。

※参考:配当類似行為の例

近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定

病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定

病院等の本来業務や附帯業務以外の不動産賃貸業

役員等への不当な利益の供与

等

なお、理事、監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益）について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定めることとされています。

22 解散及び残余財産の処分

医療法人は次に掲げる事由により解散します。(医療法第 55 条)

(1) 目的たる業務の成功の不能

(2) 社員総会の決議

(3) 他の医療法人との合併

(4) 社員の欠亡

(5) 破産手続開始の決定

(6) 設立認可の取消し

(7) 定款をもって定めた解散事由の発生

なお、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほかは、定款の定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であ

って省令で定めるもののうちから選定した者に帰属します。(医療法第 44 条第 5 項)

また、解散の事由（上記(1)(2)）によっては知事の認可を受けなければ、解散の効力は生じません。なお、この場合知事はあらかじめ医療審議会の意見を聴くことになっています。(医療法第 55 条第 7 項)

